

無料低額診療事業って？



社会福祉法第2条に基づき、医療費の支払いでお困りの方に対し、無料または低額な料金で診療を行う事業です。

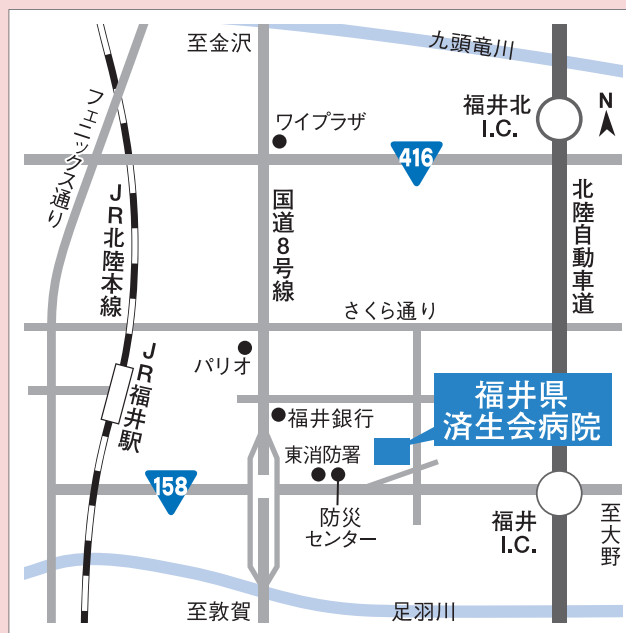
済生会について

済生会は、明治天皇が医療によって生活困窮者を救済しようと明治44(1911)年に設立しました。100年以上にわたる活動をふまえ、次の三つの目標を掲げ、日本最大の社会福祉法人として医療・保健・福祉活動を展開しています。

済生会の3つの目標

- 生活困窮者を ^{すく} 済 ^{いのち} う
- 医療で地域の **生** を守る
- 医療と福祉、 **会** を挙げて
切れ目のないサービスを提供

アクセス



【車】 JR 福井駅より車で 10 分

【バス】 病院玄関前「済生会病院停留所」

JR 福井駅西口バスターミナル 5 番のりば

【タクシー】 JR 福井駅より 10 分 約 1,800 円

【その他】 北陸自動車道福井インターより 3 分

よろず相談外来

福井県済生会病院
(福井市和田中町舟橋 7-1)

0776-28-8185 (直通)

相談受付時間：平日 8:30 ~ 17:00

※診療をご希望の方は **11:00 まで** にお越しください。

社会福祉法第2条による

無料低額診療事業のご案内

医療費で
お困りの方は
ご相談ください



2022 年 4 月



社会福祉法人 福井県済生会支部
福井県済生会病院

どんな時に利用できる？

- 1 市町村民税非課税世帯で医療費の支払いに困っている
- 2 保険証がない
- 3 「短期保険証」「資格証明書」が発行され困っている
- 4 リストラ、失業などで、医療費を支払うことが困難になった
- 5 病気や障害などで収入がなく困っている
- 6 年金収入だけでは医療費の支払いが難しい
- 7 「医療費が払えない」という理由で受診や治療を受けず、悩んでいる
- 8 ホームレスや DV 被害者、要介護状態などで健康を害している

お近くに困っている方がいらっしゃいましたら、ぜひご紹介ください。

利用までの流れは？

相談

まずはよろず相談外来に
ご相談ください。
医療ソーシャルワーカーが
お体や生活の状況などを
お伺いします。

申請

必要な書類など、手続き方法をご説明します。事業が利用できない場合でも、公的な制度や社会資源の利用など、一緒に考えていきます。

手続き完了

無料低額診療券をお渡しします。
会計窓口で券を提示いただくと
窓口負担金が減額、
または免除されます。

ご利用にあたって

一定の基準を満たしているかどうか判断するため、各種認定証・受給者証や、収入のわかる書類（源泉徴収票や給与明細、所得・課税証明書など）を提出していただく場合があります。

まずはよろず相談へご相談ください。
なお、秘密は厳守しますので、ご安心ください。

南館 1 階 患者総合支援フロア

よろず相談外来

0776-28-8185（直通）

相談受付時間：平日 8:30 ～ 17:00



無料低額診療事業のほかにも、医療費や生活費の心配、介護保険サービスの紹介、かかりつけ医や転院先の紹介など、様々なご相談を承っています。お困りごとのある方は、お気軽にお声かけください。